

6月は重点取組期間です。



神奈川労働局管内における

転倒災害発生状況



To reduce the risk of falling

STOP！転倒災害

プロジェクト神奈川

▶since2015

【転倒】による
【労働災害】とは

職場で仕事中に



すべり・つまづき・踏み外し
などにより**負傷**することです

令和6年における神奈川労働局管内の
労働災害発生状況を確認してみよう！

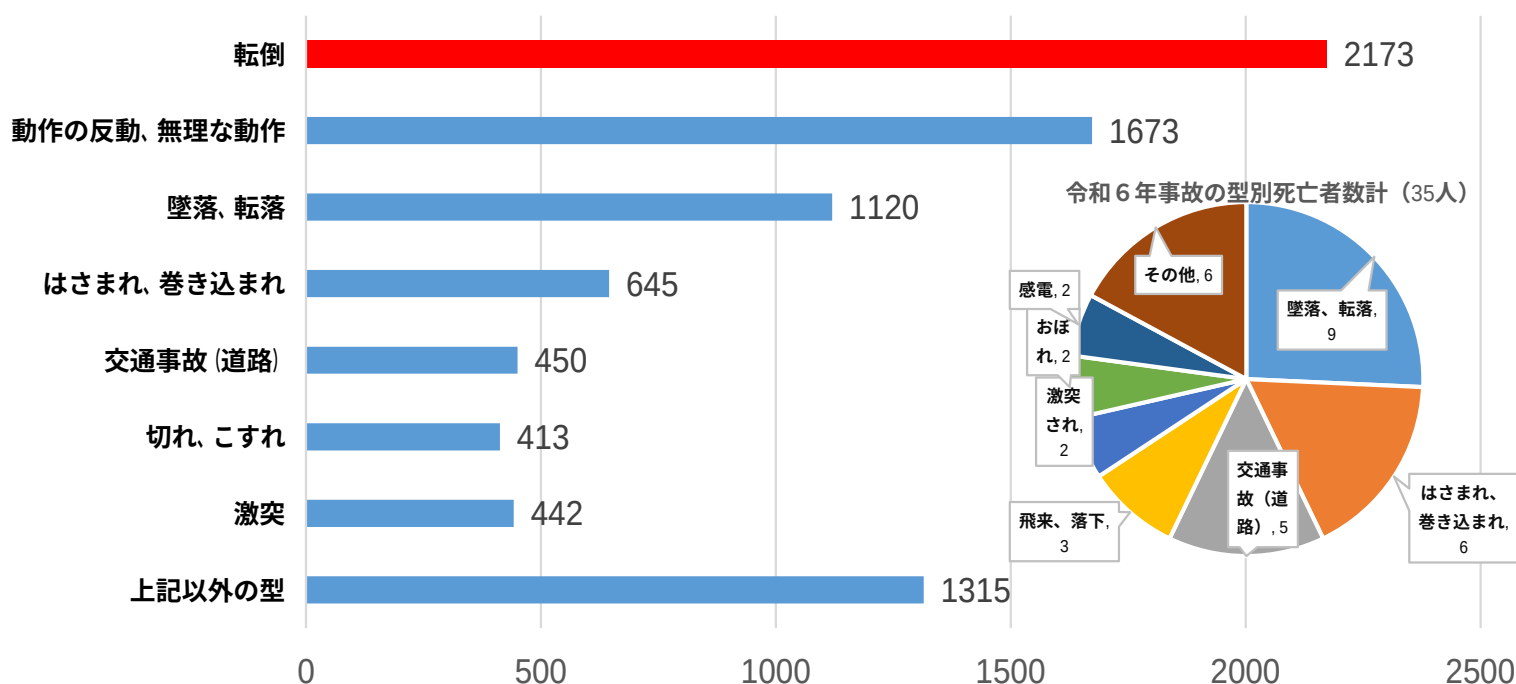


厚生労働省

神奈川労働局

令和6年における神奈川労働局管内の労働災害発生状況

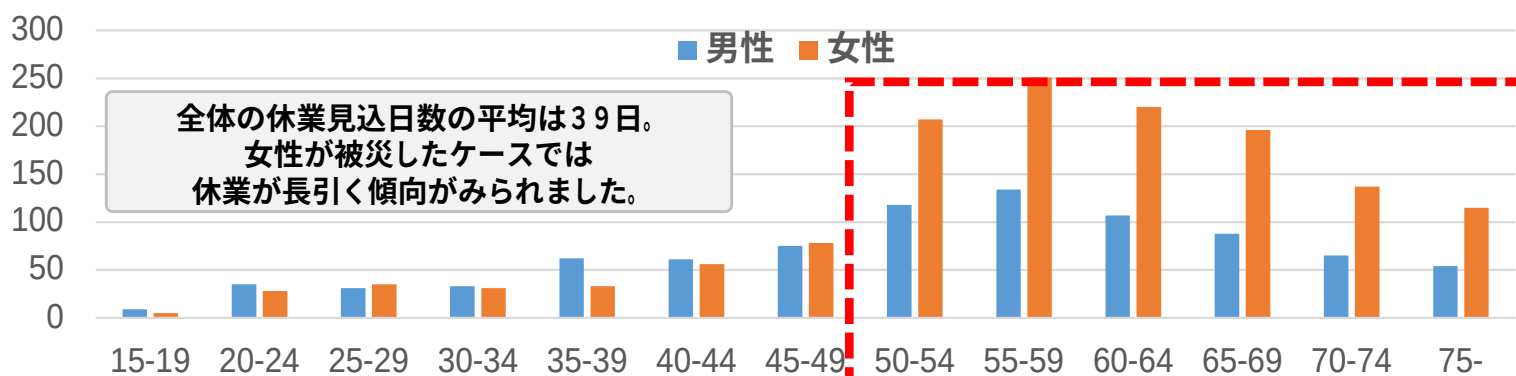
事故の型別死傷者数（全業種）



労働災害の発生状況を事故の型別でみると、**▶転倒による労働災害**は、全労働災害8,231人のうち、2,173人（26.4%）を占め**▶最も多く発生（ワースト1）**しています。

※転倒による死亡災害の発生はありませんでした。

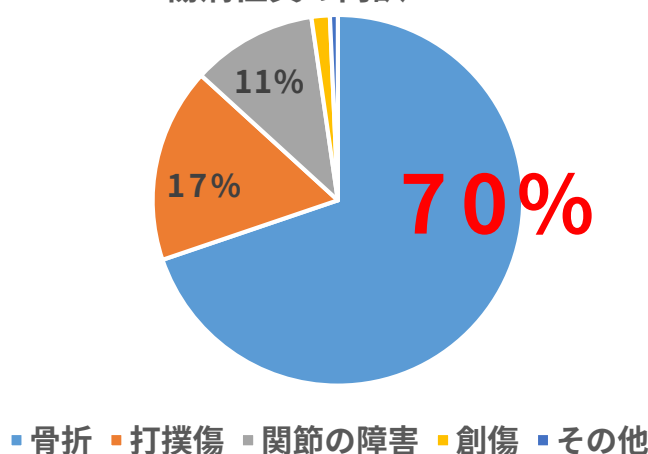
令和6年中に発生した転倒災害（男女別：年齢階層別）



令和6年中に発生した転倒災害の傾向を見ると、

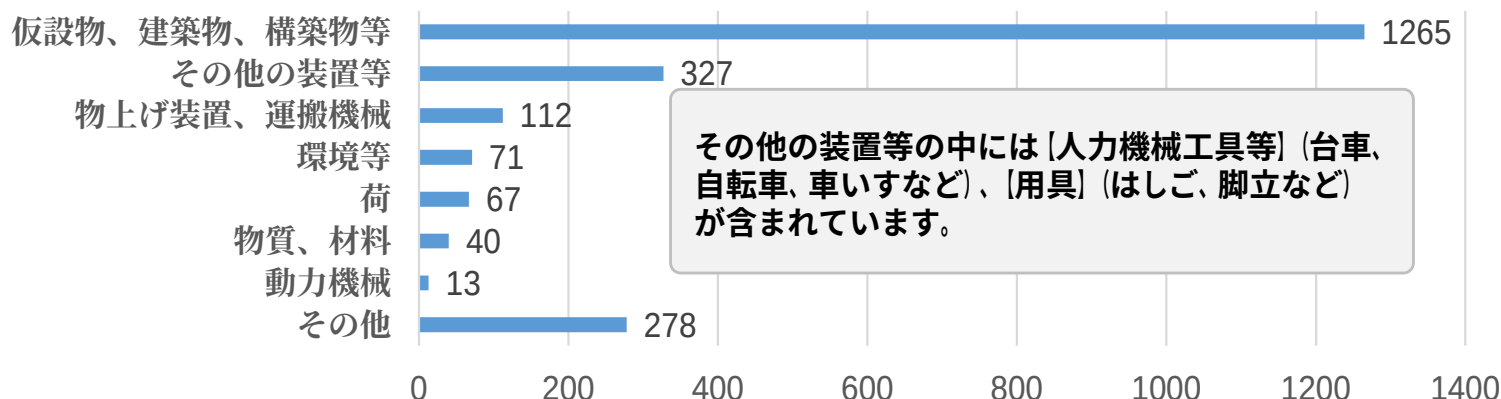
- ▶ **50歳以上で多発**している。
- ▶ **男女ともに55歳～59歳の層で最も多く発生**している。
- ▶ 特に**中高年齢女性による被災者数が顕著に多い**。
- ▶ **50歳以上の女性の被災状況を見ると骨折による負傷が7割を占めている**。

転倒した50歳以上の女性の傷病性質の内訳



神奈川労働局管内における転倒による労働災害発生状況

令和6年中に発生した転倒災害（起因物別）



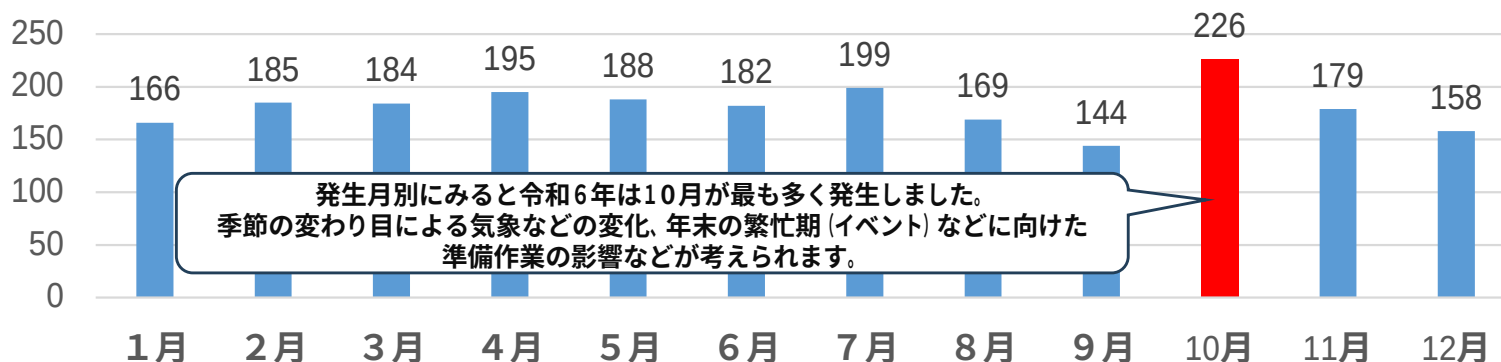
起因物別にみると、**【仮設物、建築物、構築物】** および **【その他の装置等】** で**転倒災害の7割以上を占め**ています。

それらの内訳をみると、

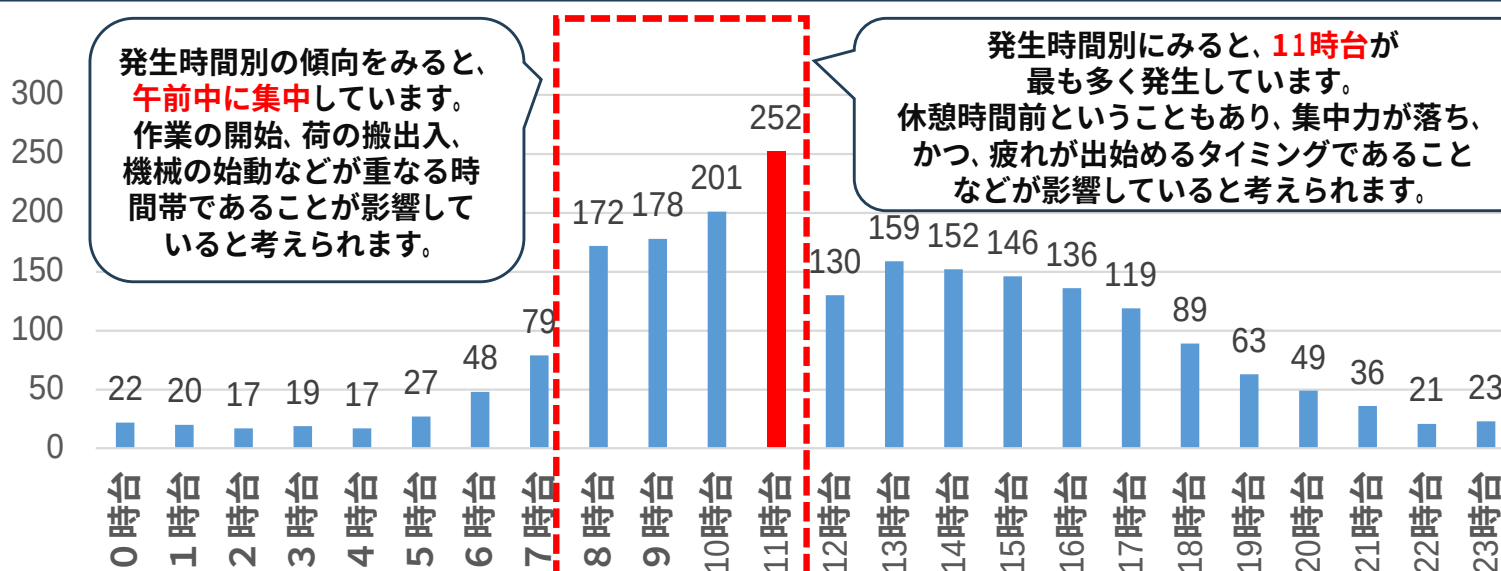
【通路】 を起因とするものが最も多く764人。

次いで、**【階段】** 185人、**【人力機械工具等】** 139人、**【用具】** 131人、**【作業床、歩み板】** 107人の順となっています。

令和6年中に発生した転倒災害（発生月別）



令和6年中に発生した転倒災害（発生時間別）



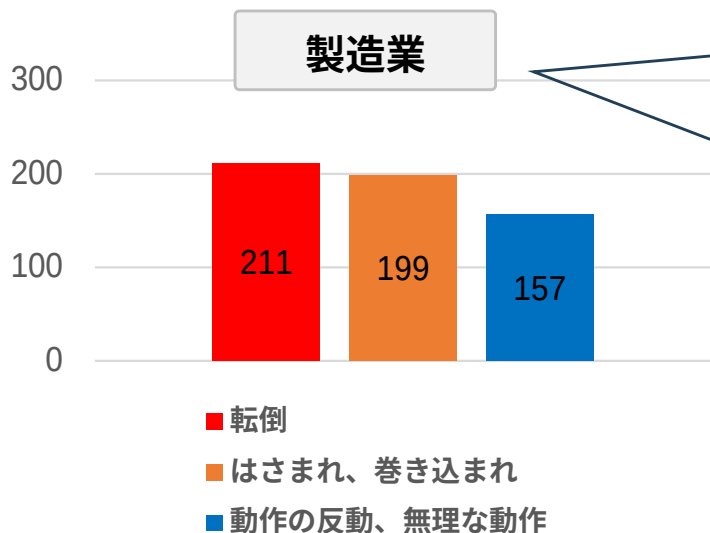
神奈川県労働局管内における転倒による労働災害発生状況

令和6年 神奈川県労働局管内

〔主要な業種別〕×〔事故の型別（ワースト3）〕労働災害発生状況

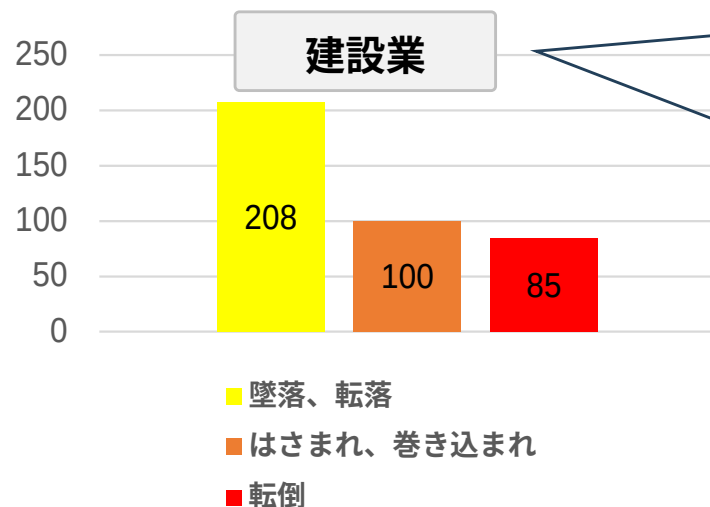
転倒災害

▶ **主要な業種で発生している労働災害です。**



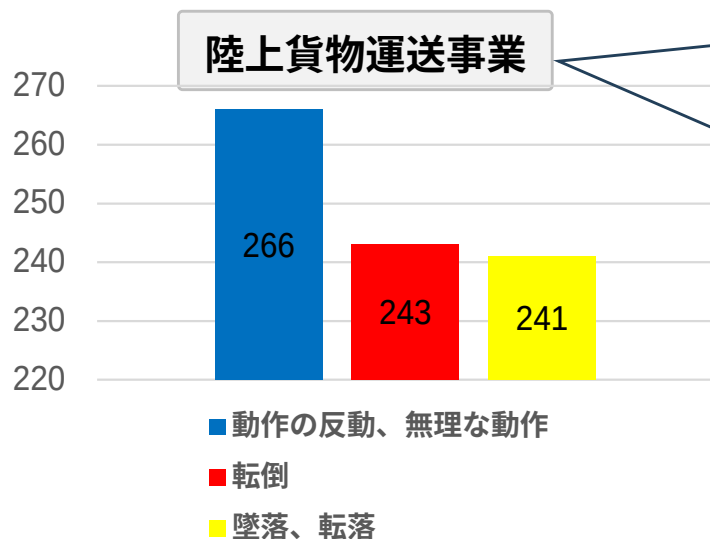
製造業でみると「転倒」災害の発生はワースト1です。

次いで、機械に起因する「はさまれ、巻き込まれ」災害が多い状況です。



建設業でみると「転倒」災害の発生はワースト3です。

最も多い事故の型は「墜落、転落」で死亡災害も発生しています。



陸上貨物運送事業でみると「転倒」災害の発生はワースト2です。

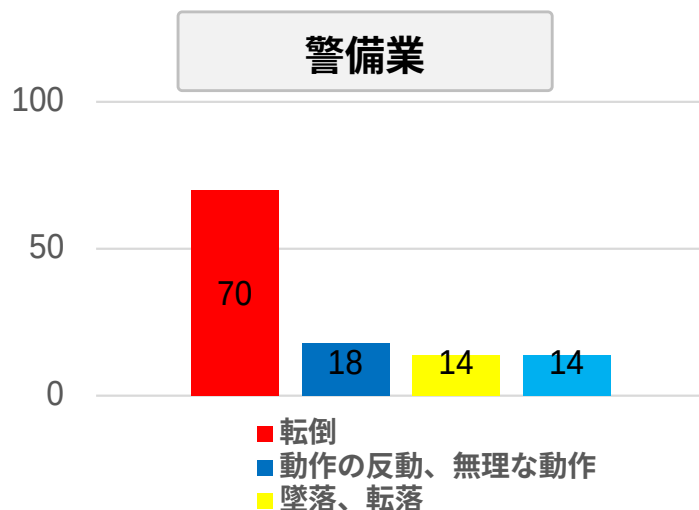
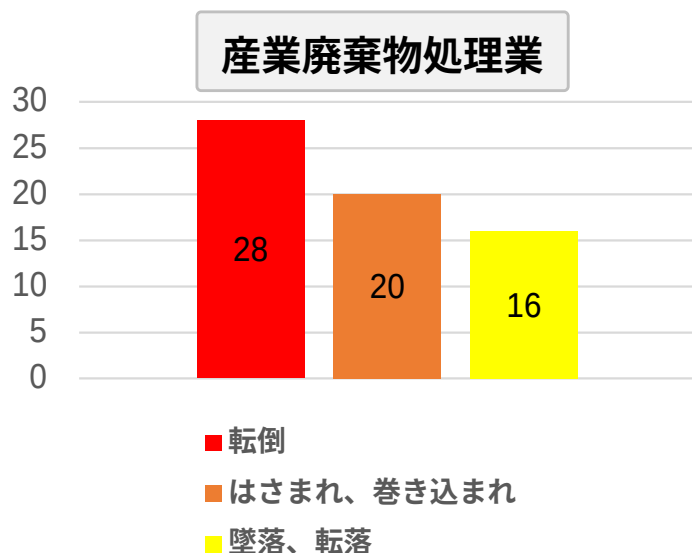
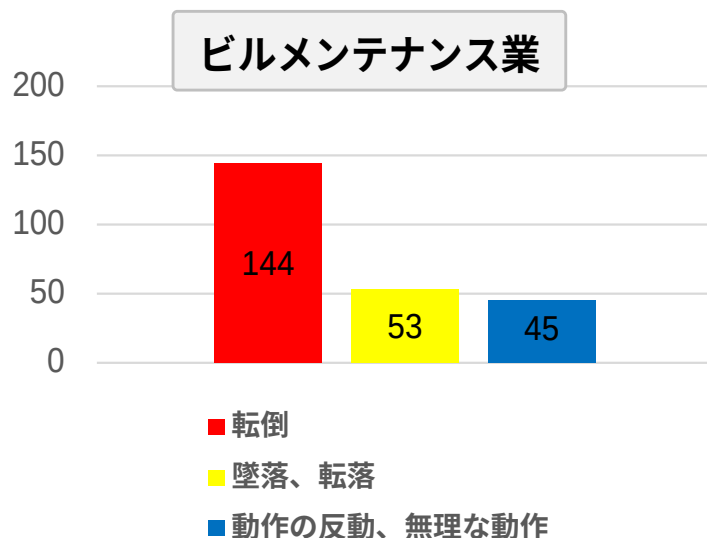
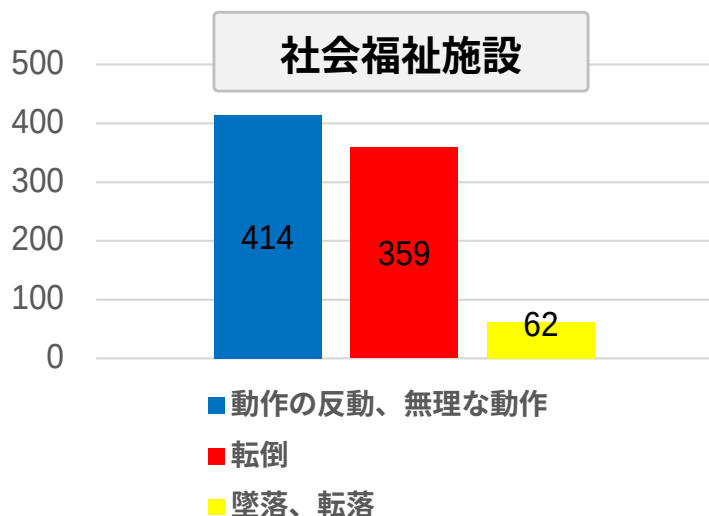
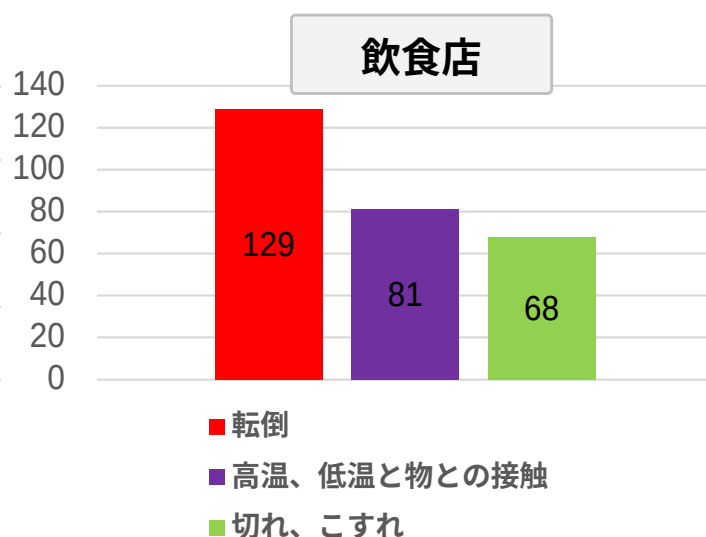
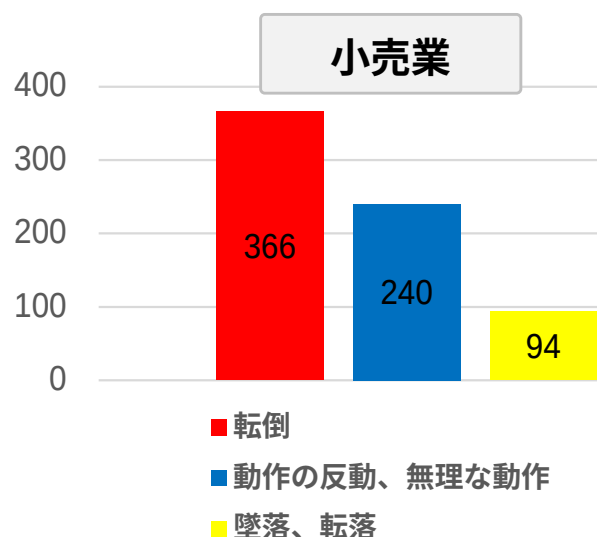
最も多い事故の型は「動作の反動、無理な動作」でいわゆる「腰痛」が多く発生しています。



神奈川労働局管内における転倒による労働災害発生状況

主な第三次産業の職種別で見ると社会福祉施設を除き「転倒」がワースト1です。

※社会福祉施設では「動作の反動、無理な動作」いわゆる「腰痛」が最も多く発生しています。



転倒災害の発生事例について

災害事例



商品を取ろうとした際に、床面においてあった段ボール箱につまずき、付近の台車に足が乗り、バランスを崩して転倒した。

【つまずき、すべり】

災害事例



配食作業を行っていたところ、廊下にて、サンダル先の先が床に引っかかり、転倒した。

【つまずき】

災害事例



配達先の階段を上っていたところ、雨で足を滑らせ、バランスを崩し、転倒した。

【すべり、踏み外し】

職場のあんぜんサイト (<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>) より引用

転倒災害防止に向けて好事例

転倒による
労働災害防止の取組み

好事例集

～転倒しにくい身体づくり～

中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター
【調査研究情報】

転倒による労働災害防止の取組み 好事例集
～転倒しにくい身体づくり～

http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/cho/joho/r06/cho_0005.html



神奈川県労働局では令和3年から転倒災害を防止するための積極的な取組みを行う企業の事例を収集し、好事例として紹介しています

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/tentouboushijirei.html>



職場の安全を応援する情報発信サイト／

職場のあんぜんサイト

転倒災害防止対策の推進について

●労働災害防止団体の取組 ●セミナー等のご案内

●資料・教材

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>



転倒災害に関する傾向と対策

災害場所などの傾向

すべり要因 (通路、床面)
材質の摩擦係数が低い
(ありませんか？ツルツルすべすべ)

すべり要因 (通路、床面)
汚れや物により摩擦係数が低い
(汚れてヌルヌルざらざらしてませんか？)

つまづく要因 (通路上の段差)
(数ミリでもつま先は引っかかります！)

踏み外し要因 (階段)
(階段の移動時は要注意！)

原因分析 人的要因・物的要因・作業環境要因

人的要因 (高年齢労働者)
(加齢により身体機能の低下)

人的要因 (女性労働者)
(50代以上の女性の被災者の割合は
男性の2倍です！)

人的要因 (不注意)
(急いでいて足元の注意不足や
急ぎ足になっていませんか？)

人的要因 (視界不良)
(視界が遮られ足元や進行方向が
見え難い状況などが発生しませんか？)

物的要因 (すべり、つまづき、踏み外し以外)
(照明不足で足元が見え難い場所は
ありませんか？)

作業環境要因 (作業靴)
(不適切な作業靴 (耐滑性能がない、サイズが合わない、
底が摩耗しているなど) を使用していませんか？)

作業環境要因 (動線の悪さ)
(人・物・作業が錯綜する場所は
リスクが高まります！)

作業環境要因 (整理整頓不足)
(つまづかないようにするためには
物の定置が重要です。5Sを徹底しましょう！)

具体的な対策例

分類	対策例
作業環境	床の滑り止め加工、段差の解消、手すりの設置
作業方法	荷物の持ち方、視界確保、両手を空ける工夫
教育訓練	転倒リスクの認識、歩行訓練、注意喚起ポスター
保護具	滑りにくい靴、安全靴の着用

**注意！事業場ごと作業ごと作業者ごとに傾向と対策は変わります。
リスクを洗い出し、柔軟に対応できるよう備えましょう！**

転倒災害防止に向けて

法令・ガイドライン

▶転倒による休業4日以上労働災害は近年増加傾向にあり、その発生の起因となるものとして通路・床面が多く関係しています。

労働安全衛生法では、「事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。」と定められており、労働安全衛生規則において、通路等（通路、通路の照明、屋内に設ける通路、機械間等の通路、作業場の床面など）について細かく遵守すべき事項が決められています。

▶また要因の一つとして、高年齢労働者（転倒災害は特に女性労働者）の災害発生率が高く、災害が発生した際の休業期間が長い傾向があります。「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）において、安全衛生管理体制の確立（リスクアセスメントの実施等）、職場環境の改善（ハード・ソフト面の対策）、高年齢労働者の体力の状況把握などの取組みが求められています。

転倒災害防止対策を行う際には、**法令遵守**することにより「**安全な通路等**」の確保を徹底し、**エイジフレンドリーガイドライン**の内容も含めてご検討ください。

また、あわせて**健康管理も重要な要因**となります。**キーワードは「ウェルビーイング」**です！

教育訓練・サポート事業

独立行政法人 労働者健康安全機構
神奈川産業保健総合支援センター
ゼロ災！無料出張サービス



○工作中的転倒・腰痛災害「0」を目指して取り組む企業へ
専門家（健康運動指導士や理学療法士など）を派遣！
・専門家がヒアリングして、事業場に合った健康応援
メニュー等を提案します。

※詳しくは左記QRコード（神奈川産業保健総合支援センターHP）にてご確認ください。

令和7年度
エイジフレンドリー補助金



※厚生労働省事業
補助事業者
一般社団法人
日本労働安全衛生
コンサルタント会

I 総合対策コース、II 職場改善コース
III **転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース**
**・転倒防止、腰痛予防のための専門家による身体機能の
チェック及び運動指導等の実施など**
IV コラボヘルスコース

※詳しくは左記QRコード（厚生労働省HP）にてご確認ください。

中央労働災害防止協会
中小規模事業場
安全衛生サポート事業



※厚生労働省補助事業

①個別支援
・転倒災害などの予防のアドバイス
②集団支援
・職場の転倒防止対策に関する研修や講習の実施 など

※詳しくは左記QRコード（中央労働災害防止協会HP）にて
ご確認ください。